

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年3月16日（令和2年（行個）諮問第46号）

答申日：令和2年11月24日（令和2年度（行個）答申第129号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が、令和元年特定日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。ただし、私が提出した資料は除く。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月4日付け東労発総個開第1-765号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

聴取書及び医師の判断の黒ぬりの所が分からないと、相手がどのように答えたかについて、反論の仕様がないためです。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。（補充理由説明書による補充・追加部分は、文書6②の不開示理由である。）

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年10月7日付け（同月8日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年12月20日付け（同月23日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないこと等から、新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書39の各文書である。

### (2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

#### ア 法14条2号該当性について

(ア) 文書1①, 2①, 6①, 7①, 8①, 9①, 10①, 12①, 13①, 14①, 15①, 16ないし20, 21①, 24①, 29①, 30①, 31①, 32, 38①及び39は、審査請求人以外の氏名、印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1②, 6②, 7②, 8②, 9②, 10②, 11, 12②, 13②, 14②及び15②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ該当性について

文書2②, 21②, 29②, 30②, 31②及び38②は、特定事業場や特定組合等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがあるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条7号柱書き該当性について

文書1②, 6②, 7②, 8②, 9②, 10②, 11, 12②, 13②, 14②及び15②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、

特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものと考え

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年3月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 同年10月6日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同月29日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年11月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、「聴取書及び医師の判断」に係る不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとした上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 審査請求人が開示すべきとする部分について

審査請求人は審査請求書（上記第2の2）において、「聴取書及び医師の判断」に係る不開示部分の開示を求めている。当審査会において本

件対象保有個人情報を見分したところ、これに該当し得るのは、文書2のうち「診療担当者の証明」欄、文書6ないし文書20及び文書38並びに文書1のうちこれらの文書を引用している部分（6頁，8頁ないし12頁，14頁ないし17頁）であると認められることから、以下においては、これらの部分について判断する。

(2) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

ア 通番2，通番18及び通番20

当該部分は、審査請求人が特定監督署に提出した休業補償給付支給請求書の「診察担当者の証明」欄及び特定監督署の依頼に応じて提出された「意見書」に記載された医師の署名及び印影である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

署名及び印影については、審査請求人が当該医師の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないことが通例であるが、当該部分のうち通番2は、審査請求人が提出した書類に記載されている署名及び印影であり、審査請求人が知り得るものであると認められる。また、その余の部分の署名及び印影は、通番2のそれと同じものと認められる。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番16

当該部分は、審査請求人に係る血液の検査報告書の記載の一部であり、検査を実施した機関の名称、住所及び検査責任者名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人を識別することができる情報と認められるが、審査請求人が受診した際の検査結果であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番27

当該部分は、審査請求人の健康診断個人票の「総合所見」欄に記載された医師の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当するが、これらの個人票は、特定事業場の職場の健康診断の結果であり、審査請求人に通知されたものと認められることから、当該部分についても、審査請求人が知り得

る情報であり、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番28

当該部分は、審査請求人の健康診断個人票の「総合所見」欄に記載された診断実施機関の印影である。

これらの健康診断個人票は、上記ウのとおり、審査請求人に通知されたものと認められることから、当該部分についても、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、当該機関の権利、競争上の地位その他その正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

#### (3) その余の部分（別表の4欄に掲げる部分を除く部分）について

##### ア 通番1，通番4，通番6，通番8，通番10及び通番12並びに通番13（2欄の①に限る。）

当該部分は、特定監督署の担当官が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容である。

これらを開示すると、被聴取者が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなどにより、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

##### イ 通番3，通番5，通番7，通番9，通番11及び通番22ないし通番26

当該部分は、聴取書、電話聴取書及び診療報酬明細書に記載された審査請求人以外の個人の住所、職業、氏名、署名、生年月日、印影等である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハのいずれに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項に

よる部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番13（上記アを除く。）、通番15、通番17、通番19及び通番21

当該部分は、特定監督署の依頼に応じて各医師が提出した意見書のうち疾患名、発症時期及び発症原因の診断並びにそれぞれの診断根拠についての記載の一部又はその引用であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

これらの内容を開示すると、情報提供者である医師等が心理的に大きな影響を受け、提供者自身が把握した事実関係及び専門家としての判断を率直に申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 通番14、通番16及び通番20

当該部分は、特定監督署に提出された医師の意見書に記載された各医師の署名及び印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

署名及び印影については、審査請求人が当該医師の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハのいずれに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁がなお不開示を維持すべきとしている部分		3 2欄のうち審査請求人が開示すべきとする部分及び通番		4 3欄のうち開示すべき部分
		該当箇所	法14条各号該当性等			
文書1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	① 20頁「事業場内における当該労働者の位置づけ」欄及び22頁最終行の各不開示部分	2号	—	—	—
		② 6頁「調査結果」欄不開示部分, 8頁ないし12頁各「調査結果」欄, 14頁ないし17頁各不開示部分	2号, 7号柱書き	6頁, 8頁ないし12頁, 14頁ないし17頁	1	—
文書2	休業補償給付支給請求書	① 1頁「診療担当者の証明」欄及び3頁「<理由>」欄の各不開示部分	2号	「診療担当者の証明」欄	2	全て
		② 3頁の事業場印影	3号イ	—	—	—
文書3	聴取書①	—	—	—	—	—
文書4	電話聴取書①	—	—	—	—	—
文書5	電話聴取書②	—	—	—	—	—
文書6	聴取書②	① 1頁の住所, 職業, 氏名及び生年月日, 5頁の署名及び印影	2号	全て	3	—
		② 1頁9行目ないし5頁2行目	2号, 7号柱書き	全て	4	—
文書7	聴取書③	① 1頁の住所, 職業, 氏名及び生年月日, 5頁の署名及び印影	2号	全て	5	—
		② 1頁9行目ないし5頁10行目	2号, 7号柱書き	全て	6	—



文書 8	聴取書④	① 1頁の住所, 職業, 氏名及び生年月日, 4頁の署名及び印影	2号	全て	7	—
		② 1頁9行目ないし4頁11行目	2号, 7号柱書き	全て	8	—
文書 9	電話聴取書③	① 1頁の相手及び電話番号	2号	全て	9	—
		② 1頁不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱書き	全て	10	—
文書 10	電話聴取書④	① 1頁の相手及び電話番号	2号	全て	11	—
		② 1頁不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱書き	全て	12	—
文書 11	地方労災医員協議会精神障害専門部会意見書	① 2頁16行目及び17行目の不開示部分 ② 不開示部分全て(①を除く。)	2号, 7号柱書き	全て	13	—
文書 12	意見書①	① 1頁の医師署名及び印影	2号	全て	14	—
		② 1頁不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱書き	全て	15	—
文書 13	意見書②	① 1頁の医師印影, 7頁の不開示部分	2号	全て	16	7頁
		② 1頁不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱書き	全て	17	—
文書 14	意見書③	① 1頁の医師署名及び印影, 10頁の医師署名	2号	全て	18	全て
		② 1頁不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱書き	全て	19	—
文書 15	意見書④	① 1頁の医師印影, 10頁の医師署名及び印影	2号	全て	20	10頁
		② 1頁不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱書き	全て	21	—
文書 16	診療報酬明細書①	1頁の担当者氏名	2号	全て	22	—
文書 17	診療報酬明細書②	1頁の担当者氏名	2号	全て	23	—

文書18	診療報酬明細書③	1頁の担当者氏名	2号	全て	24	—
文書19	診療報酬明細書④	1頁の担当者氏名	2号	全て	25	—
文書20	診療報酬明細書⑤	1頁の担当者氏名	2号	全て	26	—
文書21	使用者申立書	① 1頁の担当者氏名, 11頁の不開示部分	2号	—	—	—
		② 1頁の事業場印影	3号イ	—	—	—
文書22	会社案内	—	—	—	—	—
文書23	会社組織図	—	—	—	—	—
文書24	所属事業場組織図	1頁不開示部分	2号	—	—	—
文書25	見取図	—	—	—	—	—
文書26	研修テキスト	—	—	—	—	—
文書27	就業規則	—	—	—	—	—
文書28	給与規程	—	—	—	—	—
文書29	昇給・賞与等に関する協定書	① 4頁の執行委員長氏名	2号	—	—	—
		② 1頁及び4頁の事業場印影及び執行委員長印影	3号イ	—	—	—
文書30	シフト勤務に関する協定書①	① 2頁の執行委員長氏名	2号	—	—	—
		② 2頁の事業場印影及び執行委員長印影	3号イ	—	—	—
文書31	シフト勤務に関する協定書②	① 1頁の執行委員長氏名	2号	—	—	—
		② 1頁の事業場印影及び執行委員長印影	3号イ	—	—	—
文書32	時間外労働・休日労働に関する協定届	不開示部分全て	2号	—	—	—
文書33	履歴書	—	—	—	—	—
文書34	経歴シート	—	—	—	—	—

文書 3 5	人事記録	—	—	—	—	—
文書 3 6	勤務時間記録	—	—	—	—	—
文書 3 7	賃金台帳	—	—	—	—	—
文書 3 8	健康診断結果票	① 1 頁ないし 5 頁の「総合所見」欄の氏名	2 号	全て	2 7	全て
		② 1 頁ないし 5 頁の「総合所見」欄の印影	3 号イ	全て	2 8	全て
文書 3 9	事業場提出資料	1 頁の不開示部分	2 号	—	—	—

(注) 本件対象保有個人情報記録された文書の 1 枚目から順に 1 頁と数えている。